事 務 連 絡 令和5年11月29日

都道府県民生主管部(局) 介護保険主管課(部) 市区町村介護保険主管部局 御中

> 厚生労働省老健局 介 護 保 険 計 画 課 認知症施策・地域介護推進課 老 人 保 健 課

介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(その1)

介護保険制度の円滑な運営につきまして、平素よりご理解とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年度全国介護保険担当課長会議における地域包括支援センターの体制整備等の項目において、原案作成委託料支払いシステムの対応(地域包括支援センターが指定居宅介護支援事業所に介護予防支援等を委託する場合の委託費支払事務の効率化)について本年度中に改修等を実施し、令和6年度から運用可能とすることをお示ししたところです。

今般、介護保険事務処理システムに関して、現時点で考えられる事項について事務的 に整理し、別添のとおり、資料の変更等を行いましたので送付いたします。

つきましては、貴管内市町村等の担当者へ周知するとともに、システム改修の漏れ等が生じることがないよう特段のご配慮をよろしくお願いいたします。

なお、本資料につきましては、近日、WAMNETに掲載する予定です。

<照会先> 電話03-5253-1111 (代)

【インタフェース関係】

介護保険計画課 坂井、朱雀(内線2162,2163)

【介護予防·日常生活支援総合事業関係】

認知症施策・地域介護推進課

水津、石松(内線3982,3986)

国保連合会へ原案作成委託料支払業務を委託した場合の 事務処理の流れについて

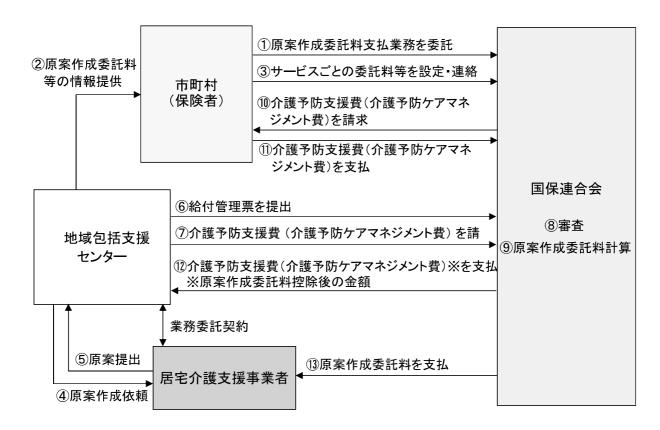
1. 原案作成委託料支払業務にかかる事務処理

- 原案作成委託料支払業務とは、地域包括支援センター(介護予防支援事業者)から委託を受けた居宅介護支援事業者が、地域包括支援センターに代わり介護予防支援等を実施した場合に、地域包括支援センターまたは地域包括支援センターを管轄する市町村が、委託先の居宅介護支援事業者に対し、委託料を支払う事務である。
- 本事務処理を国保連合会に委託した場合、地域包括支援センターが国保連合会に対して請求した介護報酬 (介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費)を基に原案作成委託料を計算し、国保連合会から委託先の 居宅介護支援事業者への委託料の支払を可能とする。

2. 国保連合会へ原案作成委託料支払業務を委託した場合の事務処理の流れ

(1)地域包括支援センター払いの場合

※主に、地域包括支援センターが法人等に委託されている場合(委託型)

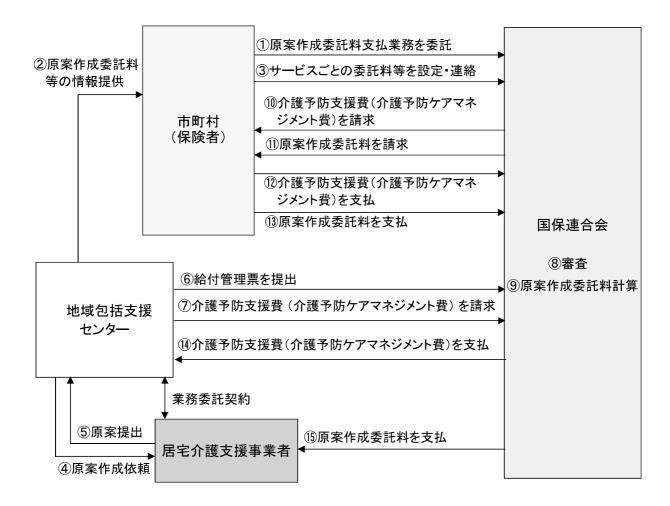


①~⑪は前百の図に対応している

1)~(③は前員	夏の区	図に対応している。	
5.	類	No		事務処理内容
		1	原案作成委託料支払業務を 委託	市町村が、国保連合会と委託書を締結し、国保連合会へ原案作成委託料支払業務を委託する。
Ī	事 前 準	2	原案作成委託料等の情報提 供	地域包括支援センターが、原案作成業務の委託先の居 宅介護支援事業者と締結している委託料等の情報を、地 域包括支援センター所在の市町村に連絡する。
1	# (iff	3	サービスごとの委託料等を設 定・連絡	市町村が、国保連合会へ「原案作成委託料異動連絡票情報」を送付する。 ※介護予防ケアマネジメントの委託料については、市町村が「総合事業費サービスコード異動連絡票」にて国保連合会へ提出しているサービスコードが原案作成委託料支払の対象となる。
サ -	-ビス	4	原案作成依頼	地域包括支援センターが、原案作成業務の委託先の居 宅介護支援事業者に原案作成を依頼する。
提供	月前月	5	原案提出	居宅介護支援事業所が、地域包括支援センターにケアプラン原案を提出する。
	10日	6	給付管理票を提出	地域包括支援センターが、国保連合会へ給付管理票を 提出する。 ※委託先の居宅介護支援事業者の事業所番号を記入する。 ※総合事業費の場合、給付管理の審査を行う場合は給 付管理票の提出が必要。行わない場合は提出不要。
提供月翌月	まで	7	介護予防支援費 (介護予防ケアマネジメント費) を請求	地域包括支援センターが、請求明細書(介護予防支援費または介護予防ケアマネジメント費)を提出する。 ※給付管理票を提出しない場合で、原案作成業務を委託している場合は、請求明細書(介護予防ケアマネジメント費)の摘要欄に委託先の居宅介護支援事業者の事業所番号を記入する。
	28日	8	審査	国保連合会が、給付管理票及び請求明細書の審査を行う。
	まで		原案作成委託料計算	国保連合会が、原案作成委託料の計算処理を行う。
提	20日 まで)	介護予防支援費(介護予防 ケアマネジメント費)を請求	国保連合会が、市町村へ介護予防支援費(介護予防ケアマネジメント費)、審査支払手数料及び原案作成委託料事務手数料を請求する。 ※原案作成委託料事務手数料は、地域包括支援センター所在の市町村に請求する。また、原案作成委託料事務手数料の請求有無は、各国保連合会の任意とする。
供り 担当 はっぱい はっぱい はっぱい はっぱい はっぱい はっぱい はっぱい はっぱい	25日 まで	11)	介護予防支援費(介護予防 ケアマネジメント費)を支払	市町村が、国保連合会へ介護予防支援費(介護予防ケアマネジメント費)、審査支払手数料及び原案作成委託料事務手数料を支払う。
月	月末	12)	介護予防支援費(介護予防 ケアマネジメント費)を支払	国保連合会は、地域包括支援センターへ原案作成委託 料控除後の介護予防支援費(介護予防ケアマネジメント 費)を支払う。
	まで	13)	原案作成委託料を支払	国保連合会は、居宅介護支援事業者へ原案作成委託料 を支払う。 ※当月の居宅介護支援費と併せて支払を行う。

(2)保険者払いの場合

※主に、地域包括支援センターが保険者にて運営されている場合(直営型)



①~⑥は前頁の図に対応している

		りじ	図に対応している。 						
5.	群	No		事務処理内容					
	事前		原案作成委託料支払業務を 委託 原案作成委託料等の情報提						
į	準 備	3	供 サービスごとの委託料等を設	(1)と同様					
		Ž	定・連絡						
	-ビス -エス)	原案作成依頼	(1)と同様					
提供	月前月)	原案提出	(1) = 1318.					
坦	10日		給付管理票を提出						
提供月ビ	まで	7)	介護予防支援費(介護予防 ケアマネジメント費)を請求	(1)と同様					
^月 ビ 翌 月	28日	8	審査						
	まで)	原案作成委託料計算						
			介護予防支援費(介護予防 ケアマネジメント費)を請求	国保連合会が、市町村へ介護予防支援費(介護予防ケアマネジメント費)及び審査支払手数料を請求する。					
	20日 まで	11)	原案作成委託料を請求	国保連合会が、地域包括支援センター所在の市町村へ原案作成委託料及び原案作成委託料事務手数料を請求する。					
提				※原案作成委託料事務手数料の請求有無は、各国保連合会の任意とする。					
供サ 月 翌 ビ	25日	12)	介護予防支援費(介護予防 ケアマネジメント費)を支払	市町村が、国保連合会へ介護予防支援費(介護予防ケアマネジメント費)及び審査支払手数料を支払う。					
々ス 月	まで	13	原案作成委託料を支払	市町村が、国保連合会へ原案作成委託料及び原案作成委託料事務手数料を支払う。					
	日士		介護予防支援費(介護予防 ケアマネジメント費)を支払	国保連合会は、地域包括支援センターへ介護予防支援 費(介護予防ケアマネジメント費)を支払う。					
	月末 まで			国保連合会は、居宅介護支援事業者へ原案作成委託料を支払う。 ※当月の居宅介護支援費と併せて支払を行う。					

<留意事項> 1「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は「保険者」と読み替える。

資料2

令和6年4月制度改定における介護給付費請求明細書及び給付管理票の様式記載例のパターン

【予定】

<注意>

記載例における各サービスコードのサービス項目コード、単位数及び単位数単価はあくまで例であり、実際のサービス項目コード、単位数及び単位数単価と異なる場合があることに留意すること。

No.	項目	例	種別 (※)	説明
1	原案作成委託料 支払関連	例 1	ケ	給付管理票の提出の必要がないケアプランについて、原 案作成委託料の請求支払を行う場合の請求明細書

※種別については以下のとおりとする

ケ・・・介護予防・日常生活支援総合事業費明細書(介護予防ケアマネジメント費)

様式第七の三(附則第二条関係)

④事業費請求額(円)

介護予防·日常生活支援総合事業費明細書 (介護予防ケアマネジメント費)

記載例1

給付管理票の提出の必要がないケア プランについて、原案作成委託料の 請求支払を行う場合の請求明細書

公費	負	担者番号																					4	今 和	1	0)	6	年		0	4		月分	<u> </u>	
公耋	受	給者番号																					1	保隆	食者	番号		9	0	1		0	0		1	
	番	保険者 号	0 0	į.	0	0		0	0		2	2		2	2				事業 番号			,	9	0	()	1	1	0		0	0	1		0	
	(7	リカ゛ナ)	カイコ゛シ	ruņ															事業 3称] 🕇	5地	域包	包括	舌支扎	爰セ	ン	ター	_				
被	氏	名	介記	蒦	j	次	郎	3									請				= 9 9 9 1 1 1 1															
被保険者	生	年月日	1.明治		2.大 D 5	月	0	1	日別	_		1.	男	2. ½	, T		求事業者	請求事業者 所在地			○○県□□市△△町 11-1-1															
		要支援状態 区分等																																		
	認	定有効(間	1. 平成 2. 令和 令和	0	6		F 年	0	4	月 月	1	0	1		からまで			į	連絡先電			電話番号 099-111-1111														
	サービス内容 サービスコード 単位数 回数														ナービ	ス単位	立数		分	費	· 公費対象単位数 摘要															
	лì	護予防ケアマ	予防ケアマネシ、メント A			2	1	1	1		4	3	8		1	T	1	4	3	8	3	故	I	-	T	Т	T	907	00001	110					7	
	初	J回加算	F	4	0	0	1		3	0	0		ı			3	0	0								7										
事業費明細欄																							委		i T	ある	5居	宅	・ 、ケラ 介護す							
					-		\vdash	\vdash		H	_			╅		╁	╁						Ħ	Ŧ	Ŧ	Ŧ	T							_		
																							l													
事業文	(住所	サー	ビス内容		#	Ľ	スコー	ード		1	単位数	数	1	数		サー	ビス耳	位数		公里回			公費	対象	単位多	数 !		施設所 保険者者				指	剪要			
事業費明細欄	東省 例																																			
作網	123																																			
	区分事業分										,	く費り																								
請						1		-	##D	'J		T			-		2	ン貝 フ	IJ	1	I															
						+			+		Щ	/単位	立									_	_													
集 計	_	給付率	•													,	/100	0																		

粉山	松日	

介護予防・日常生活支援総合事業費 請求取り下げ申立書

保険者番号	2	2	2	1	0	9
保険者名		í	富 =	上市	ī	
FAX番号	0	545	-5	5-	292	0

下記の介護給付について、請求取り下げを申し立てます。 申立年月日 年 月 日 (1 枚目/ 枚中)

事業序	所 番	号						
事業	听 名	称						
所有	玍	地	〒					
電話	番	号						
担当者	者 氏	名						

番号		被 [·]	保険	者番	号		被保険者氏名	サービル 提供年月	ス 日	申 式 様式	Z 事 E 番号	由 コ - ・ 申立	ー ド :理由	取り下げ理由	再請求 予定
1								年	月						有·無
2								年	月						有·無
3								年	月						有·無
4								年	月						有·無
5								年	月						有·無
6								年	月						有·無
7								年	月						有·無
8								年	月						有·無

V-資料2

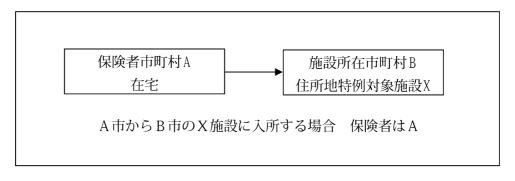
住所地特例に係る事務の見直しの概要について

本事務は、介護予防・日常生活支援総合事業の実施時期に係わらず、平成27年4月から、全ての市町村において必要な事務であるので、留意されたい。

1. 平成27年4月からの住所地特例に係る事務の見直しの概要

- ○住所地特例の対象施設にサービス付き高齢者向け住宅を含む改正が行われた(法第13条)。 改正で対象となるのは、平成27年4月1日以降に該当する施設に入居した者のみとなる (改正法附則第12条)。
- ○住所地特例対象者に対する地域密着型(介護予防)サービスの指定については、原則として、 当該者が居住する施設が所在する市町村(以下「施設所在市町村」という。)が行うものと しているが、当該指定がない場合には転居前の市町村(以下「保険者市町村」という。)の 指定によりサービスを提供することも可能である(法第42条の2及び第54条の2)。
- ○住所地特例対象者に対する介護予防支援については、施設所在市町村が指定した介護予防支援事業者(地域包括支援センター)が行うこととする。(法第58条第1項)。
- ○住所地特例対象者に対する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。) も含めた地域支援事業については、予防給付の介護予防訪問介護等を総合事業に移行するこ と等を踏まえ、住所地特例対象者がより円滑にサービスを受けることができるよう、施設所 在市町村が行うものとしている(法第115条の45第1項)。

ただし、任意事業については、保険者市町村も行うことができる仕組みになっており、事業の内容(例えば、給付費適正化事業など)によっては、引き続き保険者市町村が行うことを想定している。



住所地特例のイメージ図

2. 住所地特例対象者に対するサービスごとの事務の整理

サービ	ス区分	1	注所地特例対象者に	対する対応	
		サービスを	費用の額	費用負担	留意事項
		受けられる事業者			
地域密着型	型(介護予	施設所在市町村が指	厚生労働大臣が	保険者市町村	
防) サービ	ス (※1)	定する事業者(※2)	定める基準によ		
			り算定した額に		
			代えて施設所在		
			市町村が定める		
			額とすることが		
			できる (※2)		
		保険者市町村が指定	厚生労働大臣が	保険者市町村	
		する事業者(※2)	定める基準によ		
			り算定した額に		
			代えて保険者市		
			町村が定める額		
			とすることがで		
			きる (※2)		
介護予防支	援	施設所在市町村が指		保険者市町村	
		定する介護予防支援			
		事業者(地域包括支援			
	T	センター)			
介護予	国保連経	施設所在市町村が指	施設所在市町村	保険者市町村	
防•日常生		定する事業者	が定める額		
活支援総	支払				
合事業	市町村支	施設所在市町村が指	施設所在市町村	施設所在市町	介護予防ケアマ
	払	定する事業者	が定める額	村	ネジメントに要
					した費用につい
					ては、年1回、
					財政調整を行う

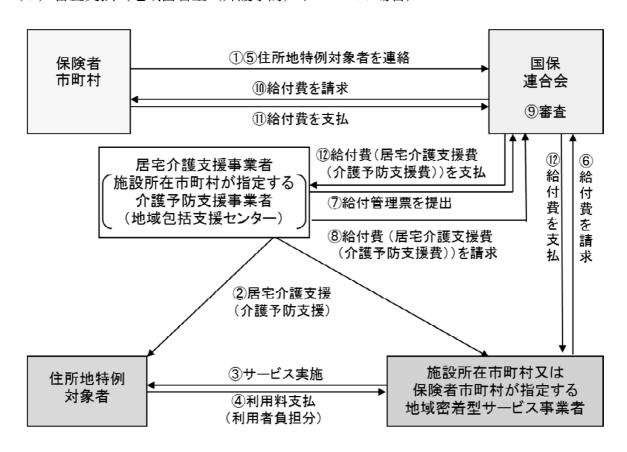
^{※1} 住所地特例対象者が受給できる地域密着型(介護予防)サービスは、定期巡回・随時対応型訪問介護 看護、夜間対応型訪問介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介 護(短期利用以外)、(介護予防)小規模多機能型居宅介護(短期利用)、複合型サービス(看護小規模 多機能型居宅介護・短期利用以外)及び複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用)。

^{※2} 施設所在市町村と保険者市町村の両方の指定がある場合は、施設所在市町村の定めに従う。

^{※3} 住所地特例対象者に対する要介護認定及び要支援認定は、保険者市町村が実施。 住所地特例対象者に対する事業対象者把握のための基本チェックリストは施設所在市町村が実施。

3. 住所地特例対象者に係る市町村と国保連合会の事務処理の流れ

(1)審査支払(地域密着型(介護予防)サービスの場合)



①~⑫は上の図に対応している。住所地特例で新たに対応する必要がある項目は★にて示す。 地域密着型介護予防サービスの内容はかっこ書きで示す。

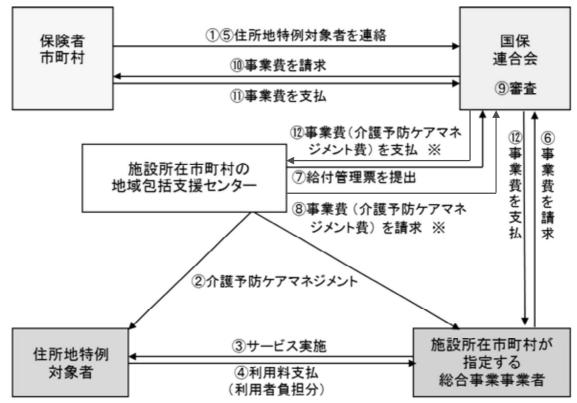
分類	No		事務処理内容
		身部排出	· · · · · · ·
事前準備	1	住所地特例対象者	保険者市町村は国保連合会へ、平成27年4月
	*	を連絡	1 日時点で要介護認定又は要支援認定が有効
			な全ての住所地特例対象者について、住所地
			特例項目を設定した「受給者異動連絡票情報」
			を送付する。
			※平成27年4月1日以前からの住所地特例対
			象者は、「住所地特例適用開始年月日」に一律
			「平成 27 年 4 月 1 日」と設定すること。
			※特定施設入居者生活介護の指定を受けてい
			ない賃貸方式のサービス付き高齢者向け住宅
			については、平成27年4月1日以降に該当す
			る施設に入居した者のみを送付する。

5.)類	No		事務処理内容
サービス		2	居宅介護支援	居宅介護支援事業者(施設所在市町村が指定
提供月前月	1		(介護予防支援)	した介護予防支援事業者(地域包括支援セン
				ター)) は、利用者・事業者と調整して、居宅
				介護支援(介護予防支援)を行う。
サービス排	是供月	3	サービス実施	事業者が利用者へサービス実施。
		4	利用料支払	利用者は事業者へ利用料を支払う(利用者負
			(利用者負担分)	担分)。
サービス	月初	(5)	住所地特例対象者	住所地特例対象者の内容に異動があった場合
提供月翌		*	を連絡	に、保険者市町村が「受給者異動連絡票情報」
月				を国保連合会へ送付。
				※従来送付している「受給者異動連絡票情報」
				に住所地特例項目を設定して送付する。
	10日	6	給付費を請求	事業者は国保連合会へ請求明細書を提出し
	まで	*		て、給付費を請求する。住所地特例対象者分
				は住所地特例欄に記載する。
		7	給付管理票を提出	居宅介護支援事業者(施設所在市町村が指定
		*		した介護予防支援事業者(地域包括支援セン
				ター)) は国保連合会へ給付管理票を提出す
				る。
		8	居宅介護支援費	居宅介護支援事業者(施設所在市町村が指定
		*	(介護予防支援	した介護予防支援事業者(地域包括支援セン
			費)を請求	ター)) は国保連合会へ請求明細書を提出し
				て、居宅介護支援費(介護予防支援費)を請
				求する。
	~	9	審査	国保連合会は審査を行う。
サービス				
提供月	20日	10	給付費を請求	国保連合会は保険者市町村へ給付費及び審査
翌々月	まで			支払手数料を請求する。
	25日	11)	給付費を支払	保険者市町村は国保連合会へ給付費及び審査
	まで			支払手数料を支払う。
	月末	12	給付費を支払	国保連合会は給付費を支払う。
	まで			

<留意事項>

・「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は「保険者」と読み替える。

(2)審査支払(介護予防・日常生活支援総合事業の国保連支払の場合)



- ※総合事業を実施する市町村の流れ。
- ※⑧、⑫の事業のみを利用する利用者の介護予防ケアマネジメント費は、要支援者は 平成27年4月サービス分より、また事業対象者は平成29年4月サービス分より 国保連合会を経由した支払が可能である。

なお、国保連合会は介護予防ケアマネジメント費と給付管理票との突合審査は行わないことに 留意。

①~⑫は上の図に対応している。住所地特例で新たに対応する必要がある項目は★にて示す。

分类	類	No		事務処理内容
事前準備		1	住所地特例対象者	(1) と同様
		*	を連絡	※総合事業を実施する市町村は事業対象者で
				ある住所地特例対象者についても送付する。
サービス		2	介護予防ケアマネ	施設所在市町村の地域包括支援センターは、
提供月前月			ジメント	利用者・事業者と調整して、介護予防ケアマ
				ネジメントを行う。
サービス提供	供月	3	サービス実施	事業者が利用者へサービス実施。
		4	利用料支払	利用者は事業者へ利用料を支払う(利用者負
			(利用者負担分)	担分)。
サービス	月初	(5)	住所地特例対象者	住所地特例対象者の内容に異動があった場合
提供月翌		*	を連絡	に、保険者市町村が「受給者異動連絡票情報」
月				を国保連合会へ送付。
				※従来送付している「受給者異動連絡票情報」
				に住所地特例項目を設定して送付。

5.	} 類	No		事務処理内容
サービス	10日	6	事業費を請求	事業者は国保連合会へ請求明細書を提出し
提供月翌	まで	*		て、事業費を請求する。住所地特例対象者分
月				は住所地特例欄に記載する。
		7	給付管理票を提出	施設所在市町村の地域包括支援センターは国
		*		保連合会へ給付管理票を提出する。
				※給付管理の審査を行う場合は給付管理票の
				提出が必要。行わない場合は提出不要。
		8	事業費(介護予防	施設所在市町村の地域包括支援センターは国
		*	ケアマネジメント	保連合会へ請求明細書を提出して、事業費を
			費)を請求	請求する。住所地特例対象者分は住所地特例
				欄に記載する。
				※介護予防ケアマネジメント費の審査支払を
				国保連合会に委託しない場合は請求は不要。
	~	9	審査	国保連合会は審査を行う。
サービス				
提供月	20日	10	事業費を請求	国保連合会は保険者市町村へ事業費及び審査
翌々月	まで			支払手数料を請求する。
	25日	11)	事業費を支払	保険者市町村は国保連合会へ事業費及び審査
	まで			支払手数料を支払う。
	月末まで	12	事業費を支払	国保連合会は事業費を支払う。

<留意事項>

・総合事業は、平成29年3月末まで、市町村ごとに事業実施の猶予を認めることとしていることから、住所地特例対象者においては、保険者市町村と施設所在市町村で、受けることができるサービスが異なることがある。

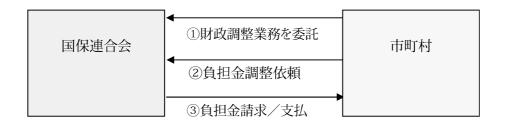
その場合においては、住所地特例対象者が円滑にサービスを利用することができるよう下表のとおり施設所在市町村の状況に合わせて、住所地特例対象者はサービスを利用できることとする。

	保険者市町村	施設所在市町村	住所地特例対象者が
	の状況	の状況	利用できるサービス
パターン1	給付	給付	給付
パターン2	給付	総合事業	総合事業
パターン3	総合事業	給付	給付
パターン 4	総合事業	総合事業	総合事業

なお、表のパターン2の場合は、国保連合会から、総合事業を実施していない保険者市町村に対して、総合事業費の請求が行われることになるが、国保連合会に対して支払を行えるように適切に措置すること。また、パターン3の場合は、国保連合会から、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を終了している保険者市町村に対して、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の請求が行われる場合があるが、パターン2と同様に、国保連合会に対して支払を行えるように適切に措置すること。

・「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は「保険者」と読み替える。

(3) 介護予防ケアマネジメントに係る財政調整



分類		No		事務処理内容
事前準備		1	財政調整業務を委	市町村が、国保連合会と委託書を締結し、国
			託	保連合会へ介護予防ケアマネジメントに係る
				財政調整業務を委託する。
				※総合事業の実施を猶予している市町村を含
				めて、全ての市町村が業務を委託することを
				想定している。
介護予防ケア	1月	2	負担金調整依頼	介護予防ケアマネジメントに要した費用につ
マネジメント				いて、施設所在市町村が、要支援者等の保険
費支払翌年				者市町村及び該当する者の数を保険者市町村
				ごとにまとめた「負担金調整依頼書」を年1
				回国保連合会に提出する。
				※毎年、1~12月に市町村が支払った分の
				数をまとめて提出する。なお、平成27年は、
				4~12月分となる。
				※国保連合会では、提出された「負担金調整
				依頼書」の内容に関する審査チェックは行わ
				ない。
				※提出された「負担金調整依頼書」の内容に
				誤りがあった場合は、国保連合会で金額の再
				調整は行わない。
	2	3	負担金請求/支払	国保連合会は、全国全ての市町村から受けた
	$\stackrel{\sim}{3}$			人数を整理して、各市町村に対して対象とな
	3 月			る住所地特例対象者の数に単価をかけたもの
				を負担金として支払/請求する。

<留意事項>

・「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は「保険者」と読み替える。

富福総発第180号 平成28年7月29日

富士市内各地域包括支援センター 御中

富士市福祉部福祉総務課課 長 小 林 浩幸

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の生活保護受給者の取扱いについて

盛夏の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。また、平素は富士市の福祉行政 に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて標題につきまして、富士市においても総合事業が平成28年4月より運用が開始された ことを受け、生活保護受給者も総合事業の利用が可能となりました。

現在、要介護及び要支援者については、毎月担当のケアマネジャーより利用表及び別表の提出をお願いしているところですが、基本チェックリスト対象者についても、総合事業を利用する場合は介護予防ケアマネジメントプランの提出をお願いいたします。

なお、総合事業を提供する事業者の実施方法が事業者指定の場合は、国保連を経由し、介護券を使用のうえ請求・支払い手続きを行いますが、実施方法が委託(健康づくりディサービス)の場合は、利用料の自己負担分については生活保護受給者の負担を軽減する観点より、福祉総務課(福祉事務所)より事業所へ直接支払い(代理納付)を行うことを原則とします。ただし、何れかの理由により代理納付できない場合は、一旦生活保護受給者が利用料を支払った後に、償還払いを行うこともあります(介護扶助できるものは、あくまで利用料の自己負担分のみであり、食費等の実費は自己負担になります)。

代理納付・償還払いを問わず、利用料の自己負担分を生活保護費から介護扶助として扶助するためには、そのサービスの利用が法的に位置づけられ、また所定の手続きを経ているものである必要があります。そのため、それらのサービスが適正に利用されるものであることを確認するために、介護予防ケアマネジメントプランの提出をお願いするところです。

つきましては、介護予防ケアマネジメントプランを作成する際(再作成等を含)は、対象者が生活保護受給者であるかを本人に確認のうえ、生活保護受給者であれば毎月10日までに福祉総務課まで提出をお願いいたします。

また、介護予防ケアマネジメントを居宅介護支援事業所へ委託する場合は、本通知内容を必ず委託先の居宅介護支援事業所へ伝達し、遺漏なきようお願いいたします。

富士市役所福祉部福祉総務課 松葉 剛哲 (マツバ タケアキ) 〒417-8601

静岡県富士市永田町一丁目100番地 TEL:0545-55-2758 FAX:0545-52-2290

fu-fukushisoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp

あなたが元気でいられるために 「私のプラン」を作成してみましょう!

私のプラン

A 1 1 1 1 2 1			
	作成日	月	8
私の目標	更新日	月	В
W. T.	更新日	月	В
これからも続けていきたいことや、新たに始めた	いことを書い	ハてみまし	ょう。
例:友人と旅行に行く。グランドゴルフを休まず	"に参加する	手。	
<u> </u>			

√ 60 私の目標を達成する	作成日	月	8
	更新日	月	В
八八 ために取り組むこと	更新日	月	Θ
私の目標を達成するために、ご自身で取り組むこ	ことを書き出し	てみまし	ょう。
例:毎日20分、散歩をする等。			

定期的に目標が達成できたか振り返りましょう。

フレイル予防のための3つの柱

フレイルを予防する上で欠かせないのが、社会参加、身体活動、栄養・口腔 の3つ の柱です。これらをバランスよく日常生活の中に組み込んでいきましょう。

社会参加 ずっと元気に過ごすために人や地域と つながりましょう 社会関係が豊かな人ほど、要介護状態や 社会対象が豊かな人はと、安川設认照や 認知症になりにくく、健康寿命が長いこと 栄養・口腔

身体活動 筋力アップの運動を

続けましょう 高齢になっても筋力は向上します。 筋肉を鍛える運動を適1回続けることで、 筋力向上の効果があります。 生活の中に運動を取り入れる 習慣をつけましょう

食事を抜かず、食事時間は規則正しく、 主食・主菜・副菜・汁物がそろった ±良・±米・副米・戸物かそろうだ 献立にしましょう。 さまざまな食品から栄養をとり、❤️❤️ まざまな良品かった。 低栄養を予防しましょう。

富士市の地域包括支援センター				
2.5	担当地区	所在地	電話器等	
富士市東部維城回接支援センター	須津、浮島、元吉原	富士市增川新町 12-1	39-1300	
富士市吉原中部地域包括支援センター	神严、富士見台、原田、吉永、吉永北	富士市比奈 1481-2	39-2700	
富士市北部組織包括支援センター	大淵、青葉台、広見	富士市一色 218-10	23-0303	
富士市構筑地域包括支援ゼンター	鷹岡、天間、丘	富士市久沢 475-1	30-7062	
富士市西原西部地域包括支援センター	今景、吉原、伝法	富士市国久保 1-11-36	30-8324	
富士市富士北部地域包括支援センター	岩松、岩松北、富士駅北、富士北	富士市本市場新田 24-5	66-0115	
富士市富士南部地域包括支援センター	富士駅南、富士南、田子浦	富士市横割本町 2-17	65-8839	
富士市富士川地域包括支援センター	富士川、松野	富士市岩瀬 137-1	81-4820	
富士市高齢者地域包括支援センター	富士市全域	富士市永田町 1-100	55-2951	

介護予防に取り組みましょう(介護予防手帳) 令和6年7月発行

【編集】 富十市 福祉部 高齢者支援機

F417-861 室士市永田町丁丁目10番地 電話:0545-55-2916 FAX:0545-55-2920 E-mail:ho-koureishien@div.city.fuji.shizuoka.jp

0

介護予防に取り組みましょう

いつまでも自分らしく!あなたの元気と自立を応援します!

介護予防とは、『介護が必要な状態になることをできる限り予防し、自立した自分 らしい生活を送り続けるための取組」です。

介護予防により一層関心を寄せていただき、ご自身でできることは、できる限りご自 身で行うことを心掛けましょう。

そして、今あなたが大事にしているご家族や友人等との関係を大切にしつつ、地域で の役割や趣味、楽しみを続けていけるように気力や体力の維持を目標に生活してみま しょう。 (P.3)

まずは、チェック項目 (P.4注1) をご覧いただき、質問項目に当てはまるものが 見られた場合には「早めの気づき」と同時に「早めの対応」をしていくことがとても 重要となってきます。

地域でおこなわれている様々な通いの場を活用し、時には「介護予防・日常生活支 援総合事業」のおすすめのサービス (P.5注2) をご利用いただくことで、積極的に 介護予防に取り組み、できる限り自立した生活が送れることを目標に、いきいきとし た生活を送りましょう。



ご存じですか!? 介護予防のキーワード[フレイル] (P.8)

フレイルは加齢とともに心身 大切なことはこの3つ!! の機能が低下して、「健康」と「要 介護」の中間の状態にあること

をいいます。適切な取組をする ことで、健康な状態に戻ること ができる段階です。



令和6年7月 富士市

定期的に「チェック項目」(P.4注1)を参考に チェックして、自分の変化に早めに気づく ことが大事です! 詳細はこちら

○チェック項目に当てはまる項目がない方 や総合事業のサービスを卒業された方は 是非、引き続き社会とのつながりを持ち、 できる限り自立した生活が送れるように 心がけましょう。



~ Thosa of in-・ご近所さんの運動 料理教室

●悠容クラブ ふれあい・いきいきサロン ご近所同士のつながり、茶話会 など

ご自身の趣味活動



生活・介護支援サポーター

介護予防サポーター

(旅行やウォーキング、 俳句、カラオケなど)

介護予防の鍵は



	チェック項目	8	8	CTV WA	10個以上の方		
	パスや電車で1人で外出していますか	はい	24.64		全般的な生活機能 の低下について心	生活機能 の低下	٦
2	日用品の買い物をしていますか	はい	11.4		配があります。		
3	預貯金の出し入れをしていますか	はい	ted;	E CONTRACTOR OF THE			運動 (A)
	友人の家を訪ねていますか	はい	Bot	0.00	3円以上の方 足履の筋力の低下		
5	家族や友人の相談にのっていますか	шv	lesk		止極い助力の低下 について心配があ	運動機能 の低下	
6	階級を手すりや壁をつたわらずに 昇っていますか	はい	(cd	18	ります。		
7	椅子に座った状態から何もつかま らずに立ち上がっていますか	はい	1%d	11~120	1)4×++++++		
8	15分位続けて歩いていますか	はい	tor.	HI CONN	低栄養の心配があ	低栄養	
9	この1年間に転んだことがありますか	wt	files		ります。	状態	
T.	転倒に対する不安は大きいですか	sut	tau	個			口腔·栄養
	6ヶ月間で2~3kg以上の体量 減少がありましたか	似沈	(SL)	13~15m	2 3 4 7 7 7		(B)
	BMI が18.5 未満ですか (BMI=体重(kg) ÷身長(m) ÷身長(m))	wa	121.	郷の数	□腔機能の低下に	口腔機能	
200	半年前に比べて固いものが食べに くくなりましたか	似建	izu		ついての心配があ	の低下	_
	お茶や汁物等でむせることがあり ますか	wi	(AL)	個	ります。		
1	□の渇きが気になりますか	wa	1401	16~17 の			
	週に1回以上は外出していますか	はい	tox		閉じこもりによる 社会交流や活動量	閉じこもり	社会参加
1000	昨年と比べて外出の回数が減って いますか	108	(#U)		の低下について心	橋向	(C)

個配があります。

18~20の 回の数 ジ知機能の低下に ついて心配があり の低下

1891404949

計中統加

チェックが付いたからといってがっかりすることはありません。 早めに気づき、日々の生活を見直すことで、まだまだ改善が望めます。 0

明から、「かからのなかっ」 には、 数の はまかいますから (いつものし事を成く) になる 化なってのからがあると思かれますか のけんことをしていますか 今日が何易日かわからない場がが にここ 2別間 毎日の生活に充実 成がない はない 数がない

注2 チェック項目に応じたサービスのご案内

サービスのご利用には、お住まいの地域包括支援センター、 又は担当の介護支援専門員への相談が必要です。

No.	サービスニーズ の組み合わせ (記号)	該当する サービスニーズの組み合わせ	あなたのおすすめのサービス はこちらです!
1	А	生活機能+運動機能	健康づくりデイトレーニンク (注3)
2	A+B	生活機能+運動機能+口腔・栄養	訪問 C + 健康づくりデイトレーニング
3	A+B+C	生活機能+運動機能+口腔・栄養 +閉じこもり・うつ傾向	※介護予防通所介護相当 サービス
4	A+B+D	生活機能+運動機能+口腔・栄養+認知機能	※介護予防通所介護相当 サービス
5	A+B+C+D	生活機能+運動機能+口腔・栄養 +閉じこもり・うつ傾向+認知機能	要介護認定の申請
6	A+C	生活機能+運動機能+閉じこもり・うつ傾向	健康づくりデイトレーニング
7	A+C+D	生活機能+運動機能+閉じこもり・うつ傾向 +認知機能	健康づくりデイトレーニング
8	A+D	生活機能+運動機能+認知機能	健康づくりデイトレーニング
9	В	□腔・栄養	訪問 C (注5)
10	B+C	口腔・栄養+閉じこもり・うつ傾向	訪問 C+ 健康づくり デイサービス (注 4)
11	B+C+D	口腔・栄養+閉じこもり・うつ傾向+認知機能	訪問 C + 健康づくりデイサービス
12	B+D	□腔・栄養+認知機能	訪問 C +健康づくりデイサービス
13	С	閉じこもり・うつ傾向	健康づくりデイサービス
14	C+D	閉じこもり・うつ傾向+認知機能	健康づくりデイサービス
15	D	認知機能	健康づくりデイサービス
16	該当なし	該当なし	生きがいデイサービス

※介護予防通所介護相当サービス 介護予助を目的とするリービスで、送母付きで食事や入丞、その他の必要な日居生活上の支援が受けられ面動やレクリエーションなどを引 ションなどを引









元気になるための道案内

まずはご相談を!

お住いの地域包括支援センターにご相談ください。(P.8参照) 一人一人の身体状況やご希望等を聞き取り、現在の生活を

いきいきと暮らすために何が必要か一緒に考えましょう。





元気なうちから気力、体力を維持して 介護予防に取組みたい。

「元気が出ない」「生活がしづらい」な どの原因を確認します。必要に応じて 「基本チェックリスト」を実施。 元気に過ごすための方法を一緒に考え







事業対象者 介護予防·生活支援

サービス事業のうち サービスを利用 (P.5参照)

◆生きがいデイサービス (閉じこもりがちな高齢者向け通所サービス) ◇ボランティア活動

◇ご近所同士のつながり、茶話会などに参加しましょう。(P.2参照)

0

包括的な委託を行った場合に想定される事務手続きの流れ①

1	2	3	4
実施	ガイド	ケアマネ	包括
要綱	ライン	ジメント	センター
		0	

- ○指定居宅介護支援事業者が実施する指定介護予防支援の利用者が、予防給付の対象となる介護予防サービス等を利用しなくなった場合、当該利用者は第1号介護予防支援事業の対象者となるため、当該利用者が引き続き当該居宅介護支援事業者による援助を受けようとする場合、センターが第1号介護予防支援事業の一部を委託する必要が生じる。
- ○利用者にとって必要となるサービスの適切な選択の支援を行う観点から、当面の間は、指定の状況を踏まえながら第1号介護予防支援事業の一部を指定介護予防支援事業者としての指定を受けている指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、**あらかじめ運営協議会の意見を聴いた上で、利用者ごと**に行うのではなく、包括的に委託を行うことも差し支えない。

1. 「包括的な委託」を行った場合の事務フロー(イメージ)

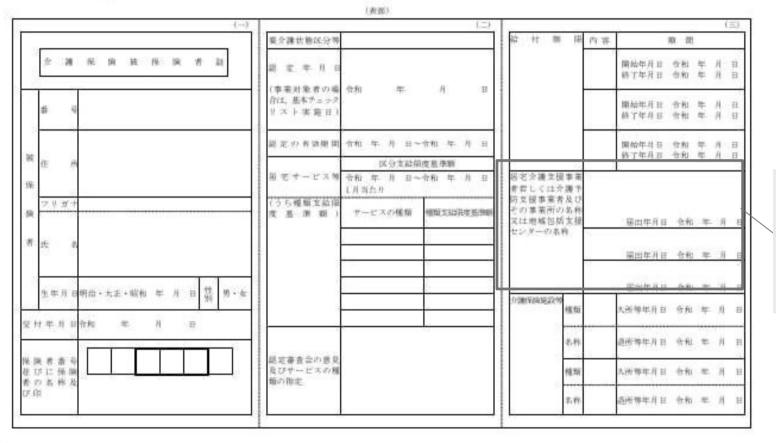
	① 利用者 ⇒ ケアマネ事業所	サービス利用の相談
	② ケアマネ事業所 ⇒ センター	相談があったことを共有
利用開始時	③ 利用者 ⇔ ケアマネ事業所 利用者 ⇔ センター	指定介護予防支援に係る契約 第一号介護予防支援に係る契約
	④ ケアマネ事業所 ⇒ 市町村センター ⇒ 市町村	介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書の提出 介護予防ケアマネジメント作成依頼(変更)届出書の提出
予防給付利用時		利用者としてケアマネ事業所が介護予防サービス計画を作成・費用請求 ↓ (一定期間の経過後)
ט ינו ענ וינ ון בון בוייפעו	11護予防ケアマ	'ネジメントの結果、予防給付の利用がなくなり総合事業のみに
	① ケアマネ事業所 ⇒ センター	第1号介護予防支援の利用者となることを報告 (継続的にケアマネ事業所からの支援を受けるか利用者に確認)
	② センター ⇒ 市町村	当月から第1号介護予防支援の利用者となることの報告
総合事業利用時	③ ケアマネ事業所	一部委託を受けた事業者として第1号介護予防支援の一部を実施 (利用者の状態等に変化がなければ <u>軽微な変更扱いとすることも可</u>)
	④ センター ⇒ 保険者センター ⇒ ケアマネ事業所	第1号介護予防支援に要する費用を請求 委託費の支払い
	/NTA -> 11	

(以降、予防給付の利用が再度必要となった場合、同様の手順を経る)

包括的な委託を行った場合に想定される事務手続きの流れ②

1	2	3	4
実施	ガイド	ケアマネ	包括
要綱	ライン	ジメント	センター
		0	0

2. 介護保険被保険者証の「居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事務所の名称または地域包括支援センターの名称」欄の取扱い



「包括的な委託」を行う場合は、 指定介護予防支援の担当であるケアマネ事業所と、

第1号介護予防支援事業の担当である地域包括支援センター との

双方を併記することとする

(参考) 消費税の取扱い

指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援または第1号介護予防支援を実施する場合の消費税の取扱いについては、以下のとおり。

- ・令和6年度制度改正により、指定を受けて介護予防支援を実施する場合は「非課税」、
- ・これまでどおり地域包括支援センターからの一部委託を受け介護予防支援又は第1号介護予防支援事業を実施する場合は「課税」なお、この取扱いは、「包括的な委託」を行うか否かによらず適用される。